独立性の高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて

平成25年11月29日 株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

当取引所では、一般株主保護の観点から「独立役員制度」を設け、上場会社に対して、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を1名以上確保することを求めていますが、今般これをさらに強化するため、その中に独立性の高い社外取締役を1名以上確保するよう努めることを求めることとします。

なお、今回の見直しは、昨年9月の法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申された「会社法制の見直しに関する要綱」の附帯決議(別紙参照)に基づき、実施するものです。

Ⅱ.概要

項目	内容	備考
○独立性の高い社外取締役の確保に関する努力義務	・上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとします。	

Ⅲ. 実施時期(予定)

平成26年2月から実施します。

以 上

附带決議

- 1 社外取締役に関する規律については、これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある。
- 2 1の規律の円滑かつ迅速な制定のための金融商品取引所での手続において、 関係各界の真摯な協力がされることを要望する。
- ・会社法制の見直しに関する要綱及び附帯決議は、法制審議会第167回会議(平成24年9月7日開催)において採択され、法務大臣に答申された。
- ・これに基づく会社法改正法案が、本年11月29日に閣議決定され国会に提出された。